最終更新日：2018年1月15日

株式会社三井住友フィナンシャルグループ
執行役社長　國部　毅
問合せ先：企画部　TEL03-3282-8111
証券コード：8316
http://www.smfg.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社グループでは、「経営理念」を当社グループの経営における普遍的な考え方として定め、企業活動を行う上での拠りどころと位置付けております。経営理念に掲げる考え方を実現するために、コーポレート・ガバナンスの強化・充実を経営上の最優先課題の一つとし、実効性の向上に取り組んでおります。

＜経営理念＞
○お客さまに、より一層価値あるサービスを提供し、お客さまと共に発展する。
○事業の発展を通じて、株主価値の永続的な増大を図る。
○勤勉で意欲的な社員が、思う存分にその能力を発揮できる職場を作る。

そのため、まず、経営理念に掲げる考え方について、グループでの共有を図るべく、業務全般に亘る行動指針である「行動規範」を「経営理念」に基づき定め、当社グループの全役職員に、これらに基づいた企業活動を行うよう、周知・浸透を図っております。

＜行動規範＞
○株主価値の増大に努めると同時に、お客さま、社員等のステークホルダーとの健全な関係を保つ。信用を重んじ、法律、規則を遵守し、高い倫理観を持ち、公正かつ誠実に行動する。
○知識、技能、知恵の継続的な獲得・更新を行い、同時にあらゆる面における生産性向上に注力し、他より優れた金融サービスを競争力のある価格で提供する。
○お客さま一人一人の理解に努め、変化するニーズに合った価値を提供することにより、グローバルに通用するトップブランドを構築する。
○「選択と集中」を実践し、戦略による差別化を図る。経営資源の戦略的投入により、自ら選別した市場においてトッププレイヤーとなる。
○先進性と独創性を尊び積極果敢に行動し、経営のあらゆる面で常に他に先行することにより、時間的な差別化を図る。
○多様な価値観を包含する合理性と市場原理に立脚した強い組織を作る。意思決定を迅速化し、業務遂行力を高めるために、厳格なリスクマネジメントの下、権限委譲を進める。
○能力と成果を重視する客観的な評価・報酬制度の下で、高い目標に取り組んでいくことにより、事業も社員も成長を目指す。

また、当社は、コーポレート・ガバナンスに関する当社グループ役職員の行動指針として「SMFGコーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、公表しております。同ガイドラインに基づき、実効的なコーポレート・ガバナンスを実現することで、不祥事や企業としての不健全な事態の発生を防止しつつ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則について、全て実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

＜経営理念・中期経営計画・コーポレートガバナンス方針＞
○当社は、経営理念を制定し、公表しております。詳細は、本報告書の「Ⅰ．1基本的な考え方」に記載しております。
また、中期経営計画を策定し、当社ホームページ（ＵＲＬ： http://www.smfg.co.jp/company/strategy/）に掲載しております。
加えて、経営理念に基づき定めた行動規範の要素のうち、特に海外拠点の現地職員も含めてグローバルに共有すべき価値観・行動の軸として、「Five Values」を制定しております。「Five Values」は「Customer First」「Proactive and Innovative」「Speed」「Quality」「Team SMFG」の５つのキーワードからなっております。これら経営理念等の周知につきましては、階層別研修での採り上げ、社内での掲示等の各種施策を通じて、国内外役職員への幅広い浸透を図っております。【原則3-1（ⅰ）】

○当社は、コーポレート・ガバナンスに関する当社グループ役職員の行動指針として「SMFGコーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定、指名委員会等設置会社への移行に伴い改定し、当社ホームページ（ＵＲＬ：http://www.smfg.co.jp/aboutus/pdf/cg_guideline.pdf）に掲載しております。同ガイドラインに基づき確立した、コーポレート・ガバナンスに関するPDCAサイクルをもって、1年毎に取組み内容の検証と見直しを実施しております。【原則3-1（ⅱ）】

＜取締役会＞
○当社は、「SMFGコーポレートガバナンス・ガイドライン」の「取締役会等の体制」の項目にて、取締役のうち２名以上かつ３分の１以上を独立社外取締役として選任することを規定し、開示しております。2017年６月末時点における当社の独立社外取締役は計7名であり、同規定に基づき、取締役のうち、３分の１以上を独立社外取締役として選任しております。【原則4-8】

○当社は、「SMFGコーポレートガバナンス・ガイドライン」の「取締役候補者の選定基準等」の項目にて、取締役会全体としての知識、経験及び能力のバランス並びに多様性等を確保するため、取締役候補者の選定基準及び手続を定めることを規定するとともに、同ガイドラインの参考５として「株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役候補者選定基準」を規定し、開示しております。当社は、これまでも、社外役員を「株主をはじめとする様々なステークホルダーの代表」と位置付け、様々な分野で活躍し、幅広い知見と豊富な経験を持つ方々を迎え、その多様な視点を経営に反映して参りましたが、指名委員会等設置会社への移行に伴い、より一層ダイバーシティ（多様性）を確保しつつ、より多くの「社外の視点」を経営

に取り入れる観点から、同基準に基づき、2017年6月29日より、新たに公共性の高い企業や金融機関の経営経験を有する企業経営者、豊富な知識・経験と卓抜した識見を有する会計・法律の専門家といった、多様な知見・経験を有する方々を社外取締役として選任しております。2017年6月末時点で、当社には7名の社外取締役がおり、取締役会での充実した議論を踏まえ、「株主をはじめとする様々なステークホルダーの代表」としての社外取締役の多様な視点を、引続き、経営に反映してまいります。【補充原則4-11 (1)】

○当社は、「SMFGコーポレートガバナンス・ガイドライン」の「取締役会の実効性評価」の項目にて、取締役会は、その職務の執行が同ガイドラインに沿って運用されているかについて毎年、分析・評価を行うことを規定し、開示しております。2016年度については、「コーポレートガバナンス・コード」及び「SMFGコーポレートガバナンス・ガイドライン」に記載されている以下の4点を中心に、2017年4月及び5月取締役会において、全ての社外取締役（計5名）及び社外監査役（計3名）から意見を聴取した上で、同年6月取締役会において審議を行い、取締役会の職務の執行が、同ガイドラインに沿って運用されているかについて、分析・評価を行いました。本評価については、その実施プロセスの各段階において、外部コンサルティング会社によるレビューを受けております。

(1) 取締役会の構成（原則4-6、4-8、4-11）
(2) 取締役会の役割（基本原則4、原則4-1、4-2、4-3、4-4、4-5、4-7）
(3) 取締役会の運営（基本原則4、原則4-1、4-4、4-5、4-6、4-7、4-12）
(4) 社外役員へのサポート体制（基本原則4、原則4-12、4-13、4-14）

その結果、当社の取締役会では、前回の実効性評価を踏まえた対応がなされ、取締役会が果たすべき監督機能発揮の観点から、実効性は全般的に向上したと評価いたしましたが、指名委員会等設置会社への移行を踏まえ、取締役会の役割（監督機能）を一層明確化し、それに伴う運営面の改善等につき、継続的な検討・見直しを行ってまいります。

1．取締役会の構成
取締役会の構成につきましては、次のとおり、評価いたしましたが、指名委員会等設置会社の取締役会のあるべき人数・構成について、継続的な検証・見直しを行ってまいります。
・当社取締役14名のうち社外取締役が5名、監査役6名のうち社外監査役が3名（いずれも2017年3月31日時点）と、全役員に占める社外役員の割合は4割であり、引続き、社外役員の専門分野の多様性が認められ、社外役員の立場から当社の経営について意見を述べやすい環境にある。
2．取締役会の役割
取締役会の役割につきましては、次のとおり、評価いたしましたが、指名委員会等設置会社としての適切な監督機能発揮の観点から、戦略的方向付けに関わるテーマ設定の工夫について、継続的な検討・見直しが必要であると考えております。
・取締役会では、当社の経営理念に掲げる考え方を実現するため、事業戦略等の重要事項に関し、様々なステークホルダーの利益を踏まえつつ、中長期的な企業価値向上に向け、引続き、社外役員の高い専門性を活かした議論が行われている。
・中期経営計画等の経営の基本方針や業務の執行状況は、経営会議等の執行側での議論状況を踏まえて、複数回に亘り、付議・報告され、適切に審議されており、監督機能を相応に発揮している。
3．取締役会の運営
取締役会の運営につきましては、議案数や議案内容、議案毎の審議時間は、概ね、適切な水準に設定されており、昨年対比、審議が一層活性化していると評価いたしましたが、役員相互の議論の充実へ向け、役員による議案の全体像の説明を実施することや審議時間配分のメリハリ確保等に取組んでまいります。
4．社外役員へのサポート体制
社外役員へのサポート体制につきましては、次のとおり、評価いたしましたが、社外取締役の知見を一層活かすための仕組み（例：社外取締役のみで会合やミーティング等を開催、筆頭社外取締役の導入）を整備していくことが望ましいと考えております。
・当社を取り巻く経営環境が変化する中、機動的な経営判断を行うと共に、監督機能を適切に発揮するために必要となる情報は、取締役会のメンバーを対象に、引続き、適時適切に提供されている。
・社外取締役を対象とした勉強会や、取締役と執行側や会計監査人等との意見交換の場が適切に設定される等、取締役会が経営判断を行う上で、引続き、適切な支援体制が構築されている。

上記のとおり、取締役会での審議を通じて、当社取締役会の現状について、その内容を確認いたしました。当社の企業価値向上を目指した経営をさらに推進すべく、今回の取締役会の実効性評価の結果及びかかるプロセスの中で各取締役から提示された多様な意見を踏まえ、継続的に取締役会の機能向上に取り組んでまいります。【補充原則4-11 (3)】

○当社は、指名委員会等設置会社への移行に伴い、「SMFGコーポレートガバナンス・ガイドライン」の「取締役会の任務」の項目にて、「取締役会は、会社法の定めるところに従い、当社グループ全体の経営の基本方針を決定し、法令で定められた専決事項以外の業務執行の決定を原則として執行役へ委任する。」と規定し、取締役会にて決定すべき事項以外の業務執行について、原則としてその意思決定を執行役に委任することとしております。また、執行役は、取締役会の委任の範囲内で業務執行を行ってその職責を果たしつつ、相互に意思疎通をはかるとともに、取締役会に業務執行状況の報告をすることとし、取締役会はこれを踏まえて適切に執行役等の職務の執行を監督し、経営の監督機能を発揮することとしております。【補充原則4-1 (1)】

＜経営幹部等の報酬決定・選任の方針等＞
○当社は、「SMFGコーポレートガバナンス・ガイドライン」の「報酬委員会」の項目にて、役員報酬の基本方針を開示しております。具体的な算定方法等については、本報告書の「Ⅱ．1．【取締役・執行役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しております。
【原則3-1 (iii)、補充原則4-2 (1)】

○当社は、「SMFGコーポレートガバナンス・ガイドライン」の「取締役候補者の選定基準等」の項目にて、取締役候補者の選定基準及び手続を定めることを規定しております。本規定を受け、同ガイドラインの参考5として「株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役候補者選定基準」を制定し、開示しております。
2016年度は、取締役会内部委員会の人事委員会を6回開催し、取締役候補者についての審議を実施いたしました。当該審議結果も踏まえ、取締役会で決議がなされております。2016年度開催の人事委員会においては、取締役等の後継者計画についても審議を実施しております。【原則3-1（iv）、補充原則4-1 (3)】

○当社が経営陣幹部を選任し、取締役候補者の指名を行った際の、個々の選任及び指名の理由は次の通りです。【原則3-1（v）】

(1) 取締役候補者（2017年6月29日開催の当社第15期定時株主総会で取締役に選任）
・宮田孝一取締役は、長年にわたり、市場関連業務、広報、経営企画、財務、リスク管理等に携わるなど、豊富な実務経験と、高い能力・識見を有していること。また、2011年以降、取締役社長として当社を統率・牽引してきたことに加え、2017年4月以降は、取締役会長として当社の取締役会を統理しており、引続き、当社グループの更なる発展に貢献することが期待出来ること。

・國部毅取締役は、長年にわたり、経営企画、財務、広報、グループ会社管理等に携わるなど、豊富な実務経験と、高い能力・識見を有していること。また、2011年4月以降、株式会社三井住友銀行頭取として同行を、2017年4月以降は、当社取締役社長として当社を統率・牽引しており、引続き、当社グループの更なる発展に貢献することが期待出来ること。

・髙島誠取締役は、長年にわたり、国際業務、経営企画等に携わるなど、豊富な実務経験と、高い能力・識見を有していること。また、2017年4月以降、株式会社三井住友銀行頭取して同行を統率・牽引しており、当社グループの更なる発展に貢献することが期待出来ること。

・荻野浩三取締役は、長年にわたり、法人営業、リスク管理、内部監査等に携わるなど、豊富な実務経験と、高い能力・識見を有していること。また、2013年6月以降、取締役として職務を適切に遂行しており、引続き、当社グループの更なる発展に貢献することが期待出来ること。

・太田純取締役は、長年にわたり、グループ会社管理、経営企画、投資銀行業務、広報、財務、決済企画等に携わるなど、豊富な実務経験と、高い能力・識見を有していること。また、2014年６月以降、取締役として職務を適切に遂行しており、引続き、当社グループの更なる発展に貢献することが期待出来ること。

・谷崎勝教取締役は、長年にわたり、システム企画等に携わるなど、豊富な実務経験と、高い能力・識見を有していること。また、2015年6月以降、取締役として職務を適切に遂行しており、引続き、当社グループの更なる発展に貢献することが期待出来ること。

・夜久敏和取締役は、長年にわたり、人事、品質管理、総務、法務、管財等に携わるなど、豊富な実務経験と、高い能力・識見を有しており、当社グループの更なる発展に貢献することが期待出来ること。

・寺本敏之取締役は、長年にわたり、与信審査・管理、法人営業、リスク管理等に携わるなど、豊富な実務経験と、高い能力・識見を有していること。また、2015年6月より1年間は取締役として、2016年6月以降は、常任監査役として職務を適切に遂行しており、引続き、当社グループの更なる発展に貢献することが期待出来ること。

・三上徹取締役は、長年にわたり、法務、総務に携わるなど、豊富な実務経験と、高い能力・識見を有していること。また、2015年6月以降、常任監査役として職務を適切に遂行しており、引続き、当社グループの更なる発展に貢献することが期待出来ること。

・久保哲也取締役は、長年にわたり、国際業務、投資銀行業務、広報、経営企画、財務、グループ会社管理等に携わるなど、豊富な実務経験と、高い能力・識見を有していること。また、SMBC日興証券株式会社での経営経験を活かし、引続き、当社グループの更なる発展に貢献することが期待出来ること。

・松本正之取締役は、会社経営の分野で指導的役割を果たし、公共性の高い企業等の経営者としての豊富な経験と会社経営に関する専門的知見を有しており、当社の経営全体を俯瞰する立場から、当社が抱える課題の本質を把握し、適時適切に経営陣に対する意見表明や指導・監督を行うことが期待出来ること。また、当社が上場している各金融商品取引所の定める独立性の要件、及び、当社が定める社外取締役の独立性に関する基準を満たしていること。

・アーサー M. ミッチェル取締役は、国際法の分野で指導的役割を果たし、米国ニューヨーク州弁護士、本邦外国法事務弁護士としての豊富な経験と国際法務全般に関する専門的知見を有しており、当社の経営全体を俯瞰する立場から、引続き、当社が抱える課題の本質を把握し、適時適切に経営陣に対する意見表明や指導・監督を行うことが期待出来ること。また、当社が上場している各金融商品取引所の定める独立性の要件、及び、当社が定める社外取締役の独立性に関する基準を満たしていること。

・山崎彰三取締役は、会計の分野で指導的役割を果たし、公認会計士としての豊富な経験と企業会計をはじめとする会計全般に関する専門的知見を有しており、当社の経営全体を俯瞰する立場から、当社が抱える課題の本質を把握し、適時適切に経営陣に対する意見表明や指導・監督を行うことが期待出来ること。また、当社が上場している各金融商品取引所の定める独立性の要件、及び、当社が定める社外取締役の独立性に関する基準を満たしていること。

・河野雅治取締役は、外交の分野で指導的役割を果たし、外交官としての豊富な経験と国際情勢に関する専門的知見を有しており、当社の経営全体を俯瞰する立場から、引続き、当社が抱える課題の本質を把握し、適時適切に経営陣に対する意見表明や指導・監督を行うことが期待出来ること。また、当社が上場している各金融商品取引所の定める独立性の要件、及び、当社が定める社外取締役の独立性に関する基準を満たしていること。

・筒井義信取締役は、会社経営の分野で指導的役割を果たし、金融機関の経営者としての豊富な経験と会社経営に関する専門的知見を有しており、当社の経営全体を俯瞰する立場から、当社が抱える課題の本質を把握し、適時適切に経営陣に対する意見表明や指導・監督を行うことが期待出来ること。また、当社が上場している各金融商品取引所の定める独立性の要件、及び、当社が定める社外取締役の独立性に関する基準を満たしていること。

・新保克芳取締役は、企業法務の分野で指導的役割を果たし、弁護士としての豊富な経験と法務全般に関する専門的知見を有しており、当社の経営全体を俯瞰する立場から、当社が抱える課題の本質を把握し、適時適切に経営陣に対する意見表明や指導・監督を行うことが期待出来ること。また、当社が上場している各金融商品取引所の定める独立性の要件、及び、当社が定める社外取締役の独立性に関する基準を満たしていること。

・桜井恵理子取締役は、会社経営の分野で指導的役割を果たし、国際的な企業経営者としての豊富な経験と会社経営に関する専門的知見を有しており、当社の経営全体を俯瞰する立場から、引続き、当社が抱える課題の本質を把握し、適時適切に経営陣に対する意見表明や指導・監督を行うことが期待出来ること。また、当社が上場している各金融商品取引所の定める独立性の要件、及び、当社が定める社外取締役の独立性に関する基準を満たしていること。

⑵ 執行役（2017年6月29日開催の取締役会で選任）
・國部毅執行役社長は、長年にわたり、経営企画、財務、広報、グループ会社管理等に携わるなど、豊富な実務経験と、高い能力・識見を有していること。また、2011年4月以降、株式会社三井住友銀行頭取として同行を、2017年4月以降は、当社取締役社長グループCEOとして当社を統率・牽引しており、当社の業務執行の統括的な役割を果たすことが期待出来ること。

・荻野浩三執行役副社長は、長年にわたり、法人営業、リスク管理、内部監査等に携わるなど、豊富な実務経験と、高い能力・識見を有していること。また、2017年4月以降、当社取締役兼副社長執行役員グループCROとして職務を適切に遂行しており、当社の業務執行の統括的な役割を果たすことが期待出来ること。

・成田学執行役副社長は、長年にわたり、法人営業、法人業務企画、内部監査等に携わるなど、豊富な実務経験と、高い能力・識見を有している

こと。また、2017年4月以降、当社副社長執行役員ホールセール事業部門長として職務を適切に遂行しており、当社の業務執行の統括的な役割を果たすことが期待できること。

・太田純執行役副社長は、長年にわたり、グループ会社管理、経営企画、投資銀行業務、広報、財務、決済企画等に携わるなど、豊富な実務経験と、高い能力・識見を有していること。また、2017年4月以降、当社取締役兼副社長執行役員グループCFO兼グループCSO兼グループCDIOとして職務を適切に遂行しており、当社の業務執行の統括的な役割を果たすことが期待出来ること。

・川嵜靖之執行役副社長は、長年にわたり、国際業務企画等に携わるなど、豊富な実務経験と、高い能力・識見を有していること。また、2017年4月以降、当社副社長執行役員国際事業部門長として職務を適切に遂行しており、当社の業務執行の統括的な役割を果たすことが期待できること。

・谷崎勝教執行役専務は、長年にわたり、システム企画等に携わるなど、豊富な実務経験と、高い能力・識見を有していること。また、2017年4月以降、当社取締役兼専務執行役員グループCIOとして職務を適切に遂行しており、当社の業務執行の統括的な役割を果たすことが期待出来ること。

・大西幸彦執行役専務は、長年にわたり、経営企画、個人業務企画等に携わるなど、豊富な実務経験と、高い能力・識見を有していること。また、2017年4月以降、当社専務執行役員リテール事業部門長として職務を適切に遂行しており、当社の業務執行の統括的な役割を果たすことが期待出来ること。

・夜久敏和執行役専務は、長年にわたり、人事、品質管理、総務、法務、管財等に携わるなど、豊富な実務経験と、高い能力・識見を有していること。また、2017年4月以降、当社専務執行役員グループCCO兼グループCHROとして職務を適切に遂行しており、当社の業務執行の統括的な役割を果たすことが期待出来ること。

・宗正浩志執行役常務は、長年にわたり、市場営業、市場業務企画等に携わるなど、豊富な実務経験と、高い能力・識見を有していること。また、2017年4月以降、当社常務執行役員市場事業部門長として職務を適切に遂行しており、当社の業務執行の統括的な役割を果たすことが期待出来ること。

＜取締役＞
○当社は、当社グループの事業活動及び業務内容を社外取締役に深く理解していただくことが重要との考えのもと、「SMFGコーポレートガバナンス・ガイドライン」の「取締役の支援体制・トレーニングの方針」の項目にて、取締役に対し、就任時及び就任以降も継続的に、経営を監督する上で必要となる事業活動に関する情報や知識を提供する等、求められる役割を果たすために必要な機会を提供する等の取締役のトレーニングの方針を規定し、開示しております。同方針を踏まえ、2016年度は、次のトレーニングを実施いたしました。
・新任の社外役員を対象に、当社グループの概要や経営戦略等の全体像に加え、各事業部門の業務内容の説明を実施いたしました。
・社外役員を対象に、継続的に当社グループの事業活動に関する情報、知識を提供するため、外部有識者を招いた勉強会等を実施いたしました。【補充原則4-14 (2)】

○当社は、「SMFGコーポレートガバナンス・ガイドライン」の「取締役候補者の選定基準等」の項目にて、社外取締役の独立性に関する基準を定め、開示することを規定しています。本規定を受け、同ガイドラインの参考6として「社外取締役の独立性に関する基準」を制定し、開示しております。また、当社では、定期的に社外取締役の独立性を確認することとしており、現任の社外取締役7名について、同基準に照らし、全員が当社の定める独立性を有していることを確認しております。【原則4-9】

[社外取締役の独立性に関する基準]
当社では、社外取締役が独立性を有すると判断するためには、現在または最近（※1）において、以下の要件の全てに該当しないことが必要である。

(1) 主要な取引先（※2）
・当社・株式会社三井住友銀行を主要な取引先とする者、もしくはその者が法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ）である場合は、その業務執行者。
・当社・株式会社三井住友銀行の主要な取引先、もしくはその者が法人等である場合は、その業務執行者。
(2) 専門家
・当社・株式会社三井住友銀行から役員報酬以外に、過去3年平均で、年間10百万円超の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家。
・当社・株式会社三井住友銀行から、多額の金銭その他の財産（※3）を得ているコンサルティング会社、会計事務所、法律事務所、等の専門サービスを提供する法人等の一員。
(3) 寄付
当社・株式会社三井住友銀行から、過去3年平均で、年間10百万円または相手方の年間売上高の2％のいずれか大きい額を超える寄付等を受ける者もしくはその業務執行者。
(4) 主要株主
当社の主要株主、もしくは主要株主が法人等である場合は、その業務執行者（過去3年以内に主要株主もしくはその業務執行者であった者を含む）。
(5) 近親者（※4）
次に掲げるいずれかの者（重要（※5）でない者を除く）の近親者。
・上記(1)～(4)に該当する者。
・当社又はその子会社の取締役、監査役、執行役、執行役員等の使用人。

※1.「最近」の定義
実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において主要な取引先であった者は、独立性を有さない
※2.「主要な取引先」の定義
・当社・株式会社三井住友銀行を主要な取引先とする者：当該者の連結売上高に占める当社・株式会社三井住友銀行宛売上高の割合が2％を超える場合
・当社・株式会社三井住友銀行の主要な取引先：当社の連結総資産の1％を超える貸付を株式会社三井住友銀行が行っている場合
※3.「多額の金銭その他の財産」の定義
当社の連結経常収益の0.5％を超える金銭その他の財産
※4.「近親者」の定義
配偶者または二親等以内の親族

※5.「重要」である者の例
・各会社の役員・部長クラスの者
・会計専門家・法律専門家については、公認会計士、弁護士等の専門的な資格を有する者

○当社の取締役における他の上場会社役員との兼任状況は、次の通りです。当社は、当社の取締役による、他の上場会社役員との兼任数を制限しておりません。なお、当社は、「SMFGコーポレートガバナンス・ガイドライン」の「取締役」の項目にて、それぞれの職務につき、次の通り規定しております。【補充原則4-11 (2)】
・取締役は、株主の信任に応えるべく、その期待される能力を発揮し、十分な時間を費やし、取締役としての職務を執行する。
・社外取締役は、自らに期待された役割を十分理解したうえで職務の執行にあたり、必要となる時間を十分に確保する。
なお、本年6月の取締役会で審議した2016年度の取締役会実効性評価において、同ガイドラインに基づき、十分な時間を確保していることを確認しております。

(1) 宮田孝一取締役
ソニー株式会社社外取締役、株式会社三越伊勢丹ホールディングス社外監査役
(2) 國部毅取締役
日本電気株式会社社外取締役
(3) 山崎彰三取締役
株式会社荏原製作所社外取締役
(4) 河野雅治取締役
株式会社ドトール・日レスホールディングス社外取締役
(5) 筒井義信取締役
株式会社帝国ホテル社外取締役、パナソニック株式会社社外取締役、西日本旅客鉄道株式会社社外監査役
(6) 新保克芳取締役
三井化学株式会社社外監査役
(7) 桜井恵理子取締役
ソニー株式会社社外取締役

＜政策保有株式＞
○当社の上場株式における「政策保有に関する方針」は次の通りです。【原則1-4】
(1) 当社は、グローバルに活動する金融機関に求められる行動基準や国際的な規制への積極的な対応の一環として、当社グループの財務面での健全性維持のため、保有の合理性が認められる場合を除き、原則として、政策保有株式を保有いたしません。
(2) 保有の合理性が認められる場合とは、中長期的な視点も念頭において、保有に伴うリスクやコストと保有によるリターン等を適正に把握したうえで採算性を検証し、取引関係の維持・強化、資本・業務提携、再生支援などの保有のねらいも総合的に勘案して、当社グループの企業価値の向上に繋がると判断される場合を言います。
(3) 政策保有株式については、定期的に保有の合理性を検証し、合理性が認められる株式は保有いたしますが、合理性がないと判断される株式は、市場に与える影響や発行体の財務戦略など、様々な事情を考慮したうえで、売却いたします。

○当社の「政策保有株式に係る議決権の行使について、適切な対応を確保するための基準」は次の通りです。【原則1-4】
(1) 原則として、全ての議案に対して議決権を行使いたします。
(2) 政策保有先の中長期的な企業価値向上の観点から、当該企業の経営状況も勘案し、議案ごとの賛否を判断いたします。
(3) 利益相反の発生が懸念される場合には、利益相反管理方針に従い、対応いたします。

政策保有株式に関する方針や保有する株式の合理性検証結果については、当社のホームページに記載しておりますのでご参照ください。
(http://www.smfg.co.jp/company/organization/governance/structure/hold.html)

＜その他＞
○当社は「SMFGコーポレートガバナンス・ガイドライン」の「株主の利益に反する取引の防止」の項目にて、執行役、取締役及び主要株主等との取引について、重要な取引または定型的でない取引については、取締役会による承認を要することを規定し、開示しております。また、執行役、取締役及び主要株主等との取引については、定期的にその有無を確認しています。なお、監査役会設置会社であった2016年度において、取締役会による承認を要する取締役、監査役及び主要株主等との重要な取引または定型的でない取引はございませんでした。【原則1-7】

○当社は「SMFGコーポレートガバナンス・ガイドライン」の「株主との対話」の項目にて、株主との建設的な対話を促進するための体制整備及び取組み等に関する方針を規定し、開示しております。同方針に基づき、2016年度は、5月と11月に投資家説明会を開催しました。同説明会の模様については、当社ホームページへの資料掲示に加え、動画配信も行っております。また、証券会社主催の国内外のコンファレンスに複数回参加したほか、国内個人投資家との対話も実施いたしました。これらの概要につきましては、「III. 2. IRに関する活動状況」に記載しております。更に、株主や投資家との対話により寄せられた意見等は、取締役会に報告しております。【原則5-1】

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	79,754,700	5.63
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	67,860,000	4.79
NATSCUMCO (常任代理人　株式会社三井住友銀行)	37,022,191	2.61
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	28,226,100	1.99
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	28,190,200	1.99
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	22,807,389	1.61

STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223 (常任代理人　株式会社みずほ銀行　決済営業部)	22,806,769	1.61
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 (常任代理人　株式会社みずほ銀行　決済営業部)	22,137,458	1.56
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口1)	21,773,100	1.53
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口2)	21,419,900	1.51

支配株主 (親会社を除く) の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3月
業種	銀行業
直前事業年度末における (連結) 従業員数	1000人以上
直前事業年度における (連結) 売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	300社以上

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

(三井住友フィナンシャルグループの位置付け)
当社グループは、傘下子会社において、銀行業務を中心に、リース業務、証券業務、コンシューマーファイナンス業務、システム開発・情報処理業務、投資運用業務などの金融サービスに係る事業を行っております。
その中において、当社は銀行持株会社として、株式会社三井住友銀行をはじめとする当社のグループ会社に係る経営管理及びこれに附帯する業務、及び、その他銀行法により銀行持株会社が行うことができる業務を行っております。
グループ各社は、2017年4月に導入した事業部門制及びＣｘＯ制の下、当社グループの経営方針及び基本的計画に則って業務運営を行っており、業務上の重要事項については、当社がグループ各社から事前に申請あるいは協議を受けることとしております。

(上場子会社の独立性に係る考え方)
当社グループには、上場子会社として、株式会社みなと銀行、株式会社関西アーバン銀行、株式会社さくらケーシーエスがございます。これら上場子会社については、業務上の重要事項について報告を受けるのみとし、一定の独立性を確保しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	指名委員会等設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	17名

【社外取締役に関する事項】

社外取締役の人数	7名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	7名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
松本　正之	他の会社の出身者											
アーサー M. ミッチェル	弁護士											
山崎　彰三	公認会計士											
河野　雅治	その他											
筒井　義信	他の会社の出身者								○			
新保　克芳	弁護士											
桜井　恵理子	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	所属委員会			独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	指名委員会	報酬委員会	監査委員会			

松本　正之	○		○	○	東海旅客鉄道株式会社特別顧問	会社経営の分野で指導的役割を果たし、公共性の高い企業等の経営者としての豊富な経験と会社経営に関する専門的知見を有しており、当社の経営全体を俯瞰する立場から、当社が抱える課題の本質を把握し、適時適切に経営陣に対する意見表明や指導・監督を行うことが出来ると考えていること。また、当社が上場している各金融商品取引所の定める独立性の要件、及び、当社が定める社外取締役の独立性に関する基準を満たしていること。
アーサー M.ミッチェル	○	○		○	米国ニューヨーク州弁護士 外国法事務弁護士	国際法務の分野で指導的役割を果たし、米国ニューヨーク州弁護士、本邦外国法事務弁護士としての豊富な経験と国際法務全般に関する専門的知見を有しており、当社の経営全体を俯瞰する立場から、当社が抱える課題の本質を把握し、適時適切に経営陣に対する意見表明や指導・監督を行うことが出来ると考えていること。また、当社が上場している各金融商品取引所の定める独立性の要件、及び、当社が定める社外取締役の独立性に関する基準を満たしていること。
山崎　彰三			○	○	公認会計士	会計の分野で指導的役割を果たし、公認会計士としての豊富な経験と企業会計をはじめとする会計全般に関する専門的知見を有しており、当社の経営全体を俯瞰する立場から、当社が抱える課題の本質を把握し、適時適切に経営陣に対する意見表明や指導・監督を行うことが出来ると考えていること。また、当社が上場している各金融商品取引所の定める独立性の要件、及び、当社が定める社外取締役の独立性に関する基準を満たしていること。
河野　雅治	○			○	元外交官	外交の分野で指導的役割を果たし、外交官としての豊富な経験と国際情勢に関する専門的知見を有しており、当社の経営全体を俯瞰する立場から、当社が抱える課題の本質を把握し、適時適切に経営陣に対する意見表明や指導・監督を行うことが出来ると考えていること。また、当社が上場している各金融商品取引所の定める独立性の要件、及び、当社が定める社外取締役の独立性に関する基準を満たしていること。
筒井　義信	○	○		○	日本生命保険相互会社代表取締役社長	会社経営の分野で指導的役割を果たし、金融機関の経営者としての豊富な経験と会社経営に関する専門的知見を有しており、当社の経営全体を俯瞰する立場から、当社が抱える課題の本質を把握し、適時適切に経営陣に対する意見表明や指導・監督を行うことが出来ると考えていること。また、当社が上場している各金融商品取引所の定める独立性の要件、及び、当社が定める社外取締役の独立性に関する基準を満たしていること。
新保　克芳		○	○	○	弁護士	企業法務の分野で指導的役割を果たし、弁護士としての豊富な経験と法務全般に関する専門的知見を有しており、当社の経営全体を俯瞰する立場から、当社が抱える課題の本質を把握し、適時適切に経営陣に対する意見表明や指導・監督を行うことが出来ると考えていること。また、当社が上場している各金融商品取引所の定める独立性の要件、及び、当社が定める社外取締役の独立性に関する基準を満たしていること。
桜井　恵理子	○	○		○	東レ・ダウコーニング株式会社代表取締役会長・ＣＥＯ	会社経営の分野で指導的役割を果たし、国際的な企業経営者としての豊富な経験と会社経営に関する専門的知見を有しており、当社の経営全体を俯瞰する立場から、当社が抱える課題の本質を把握し、適時適切に経営陣に対する意見表明や指導・監督を行うことが出来ると考えていること。また、当社が上場している各金融商品取引所の定める独立性の要件、及び、当社が定める社外取締役の独立性に関する基準を満たしていること。

【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
指名委員会	6	0	1	5	社外取締役
報酬委員会	6	0	2	4	社外取締役
監査委員会	5	2	2	3	社外取締役

【執行役関係】

執行役の人数	9名

兼任状況

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無			使用人との兼任の有無
			指名委員	報酬委員	
國部　毅	あり	あり	×	○	なし
荻野　浩三	なし	あり	×	×	なし
成田　学	なし	なし	×	×	なし
太田　純	あり	あり	×	×	なし
川嵜　靖之	なし	なし	×	×	なし
谷崎　勝教	なし	あり	×	×	なし
大西　幸彦	なし	なし	×	×	なし
夜久　敏和	なし	あり	×	×	なし
宗正　浩志	なし	なし	×	×	なし

【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

当社は、監査委員会の職務の遂行を補助するために、監査委員会室を設置しております。監査委員会室の使用人は、専ら監査委員会の指示に基づき監査委員会の職務の執行を補助するものとしておりますが、執行役からの独立性を確保するために、監査委員会室の使用人の人事評価・異動については、監査委員会の同意が必要となっております。
また、監査委員会の職務の執行を補助するために、監査委員補佐を置くことがありますが、この場合も、監査委員補佐の人事評価・異動については、監査委員会の同意が必要となっております。

監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、監査委員会直属の内部監査担当部署として監査部を設置しており、監査部は、監査委員会に対し内部監査結果を報告しています。また、内部監査の基本方針・基本計画は、監査委員会及び取締役会の承認を得ることとしており、監査委員会は、必要に応じて監査部に対し指示を行い、監査部は当該指示に基づき内部監査を実施します。
また、監査委員会は、会計監査人より定期ないし随時に報告を受けることとしているほか、監査部は、会計監査人と緊密に情報交換を行うことにより、適切な監査を行うための連携強化に努めております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	7 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外取締役を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役･執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

従来、株式報酬として、株式報酬型ストックオプション制度を採用しておりましたが、2017年度より、新規のストックオプション付与を停止し、譲渡制限付株式を用いた株式報酬制度を導入することといたしました。制度の内容につきましては、「[取締役･執行役報酬関係] 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

[取締役･執行役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	一部のものだけ個別開示
(個別の執行役報酬の) 開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

1. 役員の報酬等の総額 (自　2016年4月1日　　至　2017年3月31日)

(1)取締役 (除く社外取締役)　支給人数　10、　報酬等の総額　399百万円
　(内訳)　基本報酬　295百万円、株式報酬型ストックオプション 33百万円、賞与 70百万円

(2)監査役 (除く社外監査役)　支給人数4、　報酬等の総額　111百万円
　(内訳)　基本報酬　99百万円、株式報酬型ストックオプション 10百万円、賞与 -

(3)社外役員　支給人数　8、報酬等の総額　115百万円
　(内訳)　基本報酬　115百万円、株式報酬型ストックオプション - 、賞与 -

(注)取締役の使用人としての報酬その他の職務遂行の対価はありません。

2. 役員ごとの連結報酬等の総額等 (単位:百万円)

(1)奥正之 (取締役)　連結報酬等の総額　122
　(内訳) 会社区分　当社
　　基本報酬　86
　　株式報酬型ストックオプション　11
　　賞与　24

(2)宮田孝一 (取締役)　連結報酬等の総額　128
　(内訳) 会社区分　当社
　　基本報酬　70
　　株式報酬型ストックオプション　10
　　賞与　20

　(内訳) 会社区分　株式会社三井住友銀行
　　基本報酬　21
　　株式報酬型ストックオプション　1
　　賞与　4

(3)國部毅 (取締役)　連結報酬等の総額　128
　(内訳) 会社区分　当社
　　基本報酬　21
　　株式報酬型ストックオプション　1
　　賞与　4

　(内訳) 会社区分　株式会社三井住友銀行
　　基本報酬　70
　　株式報酬型ストックオプション　10
　　賞与　20

(4)久保哲也 (取締役)　連結報酬等の総額　109

(内訳) 会社区分　当社
基本報酬　10

(内訳) 会社区分　ＳＭＢＣ日興証券株式会社
基本報酬　54
賞与　44

(注) 連結報酬等の総額が1億円以上である者を記載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役、執行役及び執行役員（以下、「役員等」）の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（以下、「本方針」）を定めております。
本方針は、当社グループの経営理念、また「最高の信頼を通じて、日本・アジアをリードし、お客さまと共に成長するグローバル金融グループ」というビジョンの実現に向けて、役員等の報酬が、適切なインセンティブとして機能することを目的としております。
尚、当社の主な子会社の役員等の報酬は、各社において、本方針を踏まえた上で決定しております。

＜基本方針＞
1.　当社グループの経営理念およびビジョンの実現に向けて、適切なインセンティブとして機能することを目的とする。
2.　当社グループの経営環境や、短期・中長期の業績状況を反映し、株主価値の向上やお客さまへの価値提供に配慮した体系とする。
3.　各々の役員等が担う役割・責任・成果を反映する。
4.　第三者による経営者報酬に関する調査等を踏まえ、競争力のある水準とする。
5.　過度なリスクテイクを抑制し、金融業としてのプルーデンスを確保する。
6.　内外の役員報酬に係る規制・ガイドライン等を遵守する。
7.　適切なガバナンスとコントロールに基づいて決定し、経済・社会情勢や経営環境等を踏まえ、適時適切に見直しを行う。

＜報酬体系＞
1.　当社の役員等の報酬は、原則として、「基本報酬」「賞与」「株式報酬」の構成とする。
2.　業績に対するアカウンタビリティ・インセンティブ向上の観点から、各々の役員等の総報酬に占める、経営環境や業績状況等を踏まえて変動する業績連動部分の比率を40%程度を目安とする。業績連動部分は、当社グループの業績及び各々の役員等の成果に応じ、報酬基準額の0%から150%の範囲で支給を行う。
3.　株主との利益共有強化の観点から、各々の役員等の総報酬に占める、株式による報酬の比率を25%程度を目安とし、役員等の株式保有を進める。
4.　業績連動部分の比率、株式による報酬の比率は、上記を目安とし、各々の役員等の役割等に応じた適切な割合を設定する。
5.　「基本報酬」は、原則として役位に応じた現金固定報酬とし、各々の役員等が担う役割・責任等を踏まえて決定する。
6.　「賞与」は当社グループの年度業績と、個人の短期・中長期観点での職務遂行状況等を踏まえて決定する。決定した金額の内、70%を「賞与」として現金支給し、30%を「株式報酬II」として支給する。
7.　「株式報酬」は、中期業績等に連動して決定する「株式報酬I」、年度業績等に基づき決定する「株式報酬II」、役位等に応じて支給する「株式報酬III」で構成する。
a.　「株式報酬」は、原則として譲渡制限付株式による支給とし、各類型で適切な譲渡制限期間を設定する。
b.　「株式報酬I」は、当社グループの中期経営計画の達成状況、当社株式のパフォーマンス、お客さま満足度の結果等を基に決定する。
c．「株式報酬II」は、当社グループの年度業績と個人の短期・中長期観点での職務遂行状況等を踏まえて決定し、実質的に繰延報酬として機能させる。
d.　「株式報酬III」は、役位等に応じて決定する。
8.　財務諸表の重大な修正やグループのレピュテーションへの重大な損害等の事象が発生した場合には、株式報酬について、減額や没収、返還請求が可能な仕組みを導入する。
9.　上記に関わらず、日本以外に在勤・在住する役員等の報酬等については、本方針を踏まえ、各国の報酬規制・報酬慣行、マーケット水準等を勘案し、過度なリスクテイクを招かないよう個人別に設計する。

＜報酬決定プロセス＞
当社は、指名委員会等設置会社として、報酬委員会を設置し、役員等の報酬等に関し、以下の事項を決定しております。
・本方針、報酬体系を含む役員報酬制度、及び関連する規程
・当社取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容

尚、報酬委員会は、上記に加え、以下の事項を審議しています。
・当社の主な子会社の役員報酬制度
・当社の執行役員等の個人別の報酬等の内容

＜方針の改廃＞
本方針の改廃は、当社報酬委員会決議による。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役については取締役会事務局である総務部がサポートしております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
奥 正之	当社 名誉顧問	財界活動等社外活動に従事	非常勤・無報酬	2011/04/01	定めなし
巽 外夫	株式会社三井住友銀行 名誉顧問	財界活動等社外活動に従事	非常勤・無報酬	1993/06/29	定めなし
末松 謙一	株式会社三井住友銀行 名誉顧問	財界活動等社外活動に従事	非常勤・無報酬	1994/06/29	定めなし
橋本 俊作	株式会社三井住友銀行 名誉顧問	財界活動等社外活動に従事	非常勤・無報酬	1997/06/01	定めなし
森川 敏雄	株式会社三井住友銀行 名誉顧問	財界活動等社外活動に従事	非常勤・無報酬	1997/06/27	定めなし
高﨑 正弘	株式会社三井住友銀行 名誉顧問	財界活動等社外活動に従事	非常勤・無報酬	2001/03/31	定めなし
西川 善文	株式会社三井住友銀行 名誉顧問	財界活動等社外活動に従事	非常勤・無報酬	2005/06/29	定めなし
岡田 明重	株式会社三井住友銀行 名誉顧問	財界活動等社外活動に従事	非常勤・無報酬	2001/03/31	定めなし
北山 禎介	株式会社三井住友銀行 特別顧問	財界活動等社外活動に従事	常勤・報酬有	2011/04/01	2018年10月25日まで

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新 9 名

その他の事項 更新

・相談役制度は2002年に廃止しておりますが、当社及び株式会社三井住友銀行の会長・社長・頭取経験者を、財界活動等社外活動に従事する目的で特別顧問とする場合があります。任期は最長6年(但し満72歳を超えず)とし、特別顧問退任後、名誉顧問(任期の定めなし)とする場合があります。
・特別顧問は有報酬とし、当社グループにとって重要な対外活動等、その職務に見合った報酬を支給しております。名誉顧問は無報酬としております。上記顧問の報酬総額は年間52.2百万円です。勤務実態に合わせ、執務室(本社外)・社用車・秘書の利用を許容しております。
・特別顧問・名誉顧問の活動状況等につき、指名委員会に定期報告を行っております。
・特別顧問・名誉顧問は経営のいかなる意思決定にも関与しておらず、経営陣による定例報告等も実施しておりません。従って、ガバナンス上の問題はないと考えております。
・顧問制度については、指名委員会において審議の上、お客さまとの関係強化、或いは公共性・公益性の観点等から、グループに一定の意義があると考え、現行の枠組みを維持することとしております。
・上記の「元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等」における「社長等退任日」には、当社の代表取締役社長、若しくは、株式会社三井住友銀行（合併前の旧行を含む）の頭取又は会長の退任日を記載しております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

（取締役及び取締役会）
・当社は指名委員会等設置会社であり、取締役17名の体制となっております(2017年６月29日現在)。
・当社は、経営から独立した社外からの人材の視点を取り入れることは、経営の透明性を高めるうえで重要と考えており、様々な分野で指導的役割を果たし、豊富な実務経験と専門的知見を有する社外取締役が、当社の経営全体を俯瞰する立場から、当社が抱える課題の本質を把握し、適時適切に経営陣に対する意見表明や指導・監督を行っております。現在、社外取締役は７名となっておりますが、その全員が、当社が定めた社外取締役の独立性に関する基準を満たすとともに、当社が上場している東京、名古屋の各金融商品取引所の定める独立性の要件を満たしております。
・取締役会は、経営の基本方針等、法令上取締役会の専決事項として定められた事項の決定、並びに、執行役及び取締役の職務の執行の監督を主な役割としております。取締役会は、取締役会の監督機能の一段の強化及び業務執行の迅速化等を目的として、法令上取締役会の専決事項として定められている事項以外の業務執行の決定を、原則として執行役に委任しております。
・取締役会の議長には、業務執行を行わない取締役会長が就任しているほか、17名の取締役のうち10名が当社または子会社の業務執行を行わない取締役（うち７名が社外取締役）で構成されており（2017年６月29日現在）、執行役及び取締役の職務の執行を客観的に監督する体制を構築しています。
・なお、社外取締役は、法定及び任意で設置している各委員会の委員長又は委員となっているほか、必要に応じ、コンプライアンス、リスク管理等に関する報告を担当部署から受けるなど、適切な連携・監督を実施しております。

（委員会）
会社法が定める法定の「指名委員会」、「報酬委員会」、「監査委員会」に、任意で設置している「リスク委員会」を加えた４つの委員会を設けており

ます。各委員会の概要は、以下の通りです。(2017年6月29日現在)

○指名委員会(必要に応じて随時開催)
株主総会に提出する当社取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定するほか、当社及び主な子会社の役員人事や、当社社長及び株式会社三井住友銀行頭取の後継者選定に関する事項等について審議します。
指名委員会は、社内取締役1名、社外取締役5名で構成されています。
役員人事に関する審議の透明性を確保する観点から、指名委員会の委員長には社外取締役が就任しております。

○報酬委員会(必要に応じて随時開催)
当社執行役及び取締役の報酬等の決定方針、並びに、同方針に基づく当社執行役及び取締役の個人別の報酬等の内容を決定するほか、主な子会社の役員報酬等の決定方針等について審議します。
報酬委員会は、社内取締役2名、社外取締役4名で構成されています。
役員報酬に関する審議の透明性を確保する観点から、報酬委員会の委員長には社外取締役が就任しております。

○監査委員会(定期及び必要に応じて随時開催)
当社執行役及び取締役の職務執行の監査、監査報告の作成、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定等を行います。また、監査委員会が選定する委員が、当社及び子会社の業務及び財産の調査等を行います。
監査委員会は、社内取締役2名、社外取締役3名で構成されています。
監査の客観性及び業務執行からの独立性を確保する観点から、監査委員会の委員長には社外取締役が就任しております。また、委員のうち原則として1名以上は、財務専門家が就任することとしております。

○リスク委員会(必要に応じて随時開催)
環境・リスク認識とリスクアペタイトの運営に関する事項、リスク管理に係る運営体制に関する事項、その他リスク管理上重要な事項について審議し、取締役会に助言します。
リスク委員会は、社内取締役1名、社外取締役2名、外部有識者2名で構成されています。

(業務執行)
・執行役は、取締役会決議により取締役会から委任された業務執行の決定及び当社の業務執行を担っており、当社は、9名の執行役を選任しております。(2017年6月29日現在)
・当社は、2017年4月に、グループ経営管理の高度化に向けて、事業部門制及びＣｘＯ制を導入しております。事業部門制は、お客さまの様々なニーズへの対応力をグループベースで一層強化するため、お客さまセグメント毎に事業戦略を立案・実行する枠組みとして導入したもので、リテール事業部門、ホールセール事業部門、国際事業部門及び市場事業部門の4つの事業部門から構成されています。また、ＣｘＯ制は、持株会社である当社を中心としたグループ経営管理を一段と強化することを企図した制度であり、グループＣＥＯ(Chief Executive Officer)である当社社長に加え、グループＣＦＯ(Chief Financial Officer)、グループＣＳＯ(Chief Strategy Officer)、グループＣＲＯ(Chief Risk Officer)、グループＣＣＯ(Chief Compliance Officer)、グループＣＨＲＯ(Chief Human Resources Officer)、グループＣIＯ(Chief Information Officer)、グループＣＤIＯ(Chief Digital Innovation Officer)及びグループＣＡＥ(Chief Audit Executive)の9種類のグループＣｘＯを設置しています。事業部門長及びグループＣｘＯには、グループＣＡＥを除いて、原則として当社の執行役が就任し、各事業部門または本社部門の統括責任者として業務執行にあたるとともに、業務執行の状況を取締役会等に報告しております。
・また、取締役会の下に、グループ全体の業務執行及び経営管理に関する最高意思決定機関として「グループ経営会議」を設置しております。同会議は執行役社長が主宰し、当社執行役をはじめとして、執行役社長が指名する役員等によって構成されます。業務執行上の重要事項等は、取締役会で決定した基本方針に基づき、グループ経営会議における協議を踏まえ、採否を決定したうえで執行しております。
・さらに、グループ各社の業務計画に関する事項については、「グループ経営戦略会議」を設け、当社及びグループ各社の経営レベルで意見交換・協議・報告を行っております。さらに、株式会社三井住友銀行については、当社の取締役17名(うち社外取締役7名)のうち、6名(うち監査委員1名)が同行の取締役又は監査役を兼務することを通じて、業務執行状況の監督等を行っております。また、当社の直接出資子会社のうち、三井住友ファイナンス＆リース株式会社、ＳＭＢＣ日興証券株式会社、及び株式会社日本総合研究所の3社については、当社の取締役が各社の取締役に就任し、業務執行状況の監督を行っております。加えて、当社の監査委員会の職務の遂行を補佐するために配置した監査委員補佐が、株式会社ＳＭＢＣ信託銀行、三井住友ファイナンス＆リース株式会社、ＳＭＢＣ日興証券株式会社、三井住友カード株式会社、株式会社セディナ、ＳＭＢＣコンシューマーファイナンス株式会社、株式会社日本総合研究所及び三井住友アセットマネジメント株式会社の8社の監査役に就任し、取締役の職務の執行の監査を行っております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

・当社は、国際的に広く認知されたコーポレート・ガバナンス体制を構築し、業務執行に対する取締役会の監督機能の強化及び業務執行の迅速化を図るため、2017年6月に指名委員会等設置会社へ移行しました。
・当社はこれまでも、監査役会設置会社として、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な社外取締役の選任や、取締役会の機能が効果的かつ効率的に発揮できる適切な員数の維持等を通じ、適切なコーポレート・ガバナンス機能及び意思決定の迅速化のいずれも確保しておりましたが、国際的に広く認知され、国際的な金融規制・監督とも親和性の高い機関形態を採用するとともに、経営の監督機能と執行機能が制度上分離している指名委員会等設置会社の特長を活かすことで、コーポレート・ガバナンスの一層の向上を目指すものです。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2017年6月29日開催の第15期定時株主総会の招集通知は6月8日（法定期日の3営業日前）に発送しました。また、当社ホームページにも6月2日から掲載しております。
電磁的方法による議決権の行使	2003年6月開催の定時株主総会より、インターネットによる議決権の行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2008年6月開催の定時株主総会より、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知（要約）の英文での提供	当社ホームページに株主総会招集通知の英訳を掲載しております。
その他	当社ホームページに株主総会招集通知（和文及び英訳）を掲載しております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	「ディスクロージャー・ポリシー」を策定し、当社ホームページに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年数回、証券会社の支店等で、個人投資家向けの説明会を実施しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、本決算及び中間決算発表後に、決算概況や経営戦略に関する機関投資家・アナリスト向け説明会を実施しております。 また、上記のほかにも、個別の事業戦略に関する説明会を開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	定期的（頻度は年数回）に海外IRを実施しているほか、国内外において証券会社主催のコンファレンス等でプレゼンテーションも実施しております。 また、国内においても、海外機関投資家・アナリストとの個別面談・グループ面談を日常的に実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに、決算情報、適時開示資料・プレスリリース、有価証券報告書及び四半期報告書、株主総会関連資料、投資家説明会資料等の各種財務・IR資料等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IRに関する専担部署として、企画部内にIR室を設置しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では、CSRの定義を「事業を遂行する中で、(1)お客さま、(2)株主・市場、(3)社会・環境、(4)従業員に、より高い価値を提供することを通じて、社会全体の持続的な発展に貢献していくこと」と定め、ステークホルダーの立場を尊重したCSR活動を行っております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社は、CSRへの取組みを強化するため、「CSR委員会」を設置するほか、企画部内に「CSR室」を設置し、CSRの中長期的な重点課題を「環境」「次世代」「コミュニティ」と定め、それぞれの課題解決に向けた取組みを行っております。例えば、環境への取組みについては、環境リスクへの対応や環境ビジネスの推進などの本業を通じた取組みのほか、ISO１４００１認証に基づく自らの環境負荷軽減や役職員による環境保全活動などを実施しております。CSR活動の具体的な内容は、ホームページなどに公表しております。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、お客さま、株主、投資家の方等、全てのステークホルダーに当社を正しく理解・評価いただけるよう、企業・経営情報の自主的な開示に努めており、これらについて「ディスクロージャー・ポリシー」として定めています。
その他	＜ダイバーシティの方針・取組に関して＞ 当社では、人事制度の5つの柱のひとつに「ダイバーシティの本質を理解した『個』の重視と自己実現を通じて従業員活力を向上させること」を掲げ、性別・国籍などを問わず、様々な人材が活躍できる職場づくりに取り組んでいます。 グローバル化への対応としては、2014年度にグローバル人事室を新設し、国内・海外一体となった体系的な人材管理の枠組み整備に着手しています。 ビジネスが急速にグローバル化するなか、これを支える人材の育成に力を入れています。例えば、世界各地の従業員が集うグローバル研修を多数実施しており、世界トップクラスのビジネススクールと連携したリーダーシップ研修を実施しています。また、幅広い従業員を対象とした語学の自己啓発支援制度を整備し、国内組織の海外対応力強化にも取り組んでいます。 加えて、国を超えた異動やトレーニー派遣等も積極的に実施しています。日本に赴任する海外雇用の従業員も増え、国内拠点のグローバル化も進んでいます。多様な従業員が共に働き、刺激しあうことで、一層価値あるサービスを創出していきます。 女性活躍推進に向けた取組みとしては、仕事と育児の両立支援に加え、若手女性従業員のキャリア形成を目的とした「SMFG合同女性キャリアフォーラム」の実施や、女性リーダー育成を目的としたリーダーシップ研修・メンター制度の実施等、女性のキャリア支援に注力しています。 その他にも、育児・家事の男女共同参画促進、仕事と介護の両立支援、LGBT等性的マイノリティに関する理解促進等、様々な多様性を活かす取組みに力を入れています。 また、画一的な働き方では、多様なバックグラウンドを持つ人材が充分に能力を発揮することはできません。業務プロセスの抜本的な見直し、働く場所や時間の柔軟化、長時間労働の是正等の「働き方改革」をダイバーシティ推進の本丸と位置付けて取り組んでいます。 尚、障がい者雇用へ取り組みとしては、2015年に新会社「日興みらん株式会社」を設立し、障がい者雇用の一層の促進に努めております。 男性　女性　女性比率 従業員数　13,261名　14,643名　52.5% 管理職数　3,944名　911名　18.8% (うち部店長数)　(1,113名)　(52名)　(4.5%) (株式会社三井住友銀行での登用状況／2017年3月末時点)

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社では、健全な経営を堅持していくために、会社法に基づき、当社及び当社のグループ会社の業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)を内部統制規程として定めております。また、内部監査体制、コンプライアンス体制、リスク管理体制等、内部統制システムの整備による盤石の経営体制の構築を重要な経営課題と位置付けるとともに、同体制の構築に取り組んでおります。

(内部監査体制)
・当社は、監査委員会のもとで業務ラインやコンプライアンス、リスク管理部門から独立した内部監査担当部署として監査部を設置し、グループＣＡＥがグループ一体的な監査活動を統括する体制としております。
・監査部は、グループの業務運営の適切性や資産の健全性の確保を目的として、監査委員会・取締役会で決定した「グループ内部監査規程」及び「内部監査基本方針・基本計画」に基づき、当社各部及びグループ会社に対する内部監査を実施し、コンプライアンスやリスク管理を含む内部管理体制の適切性・有効性を検証しております。また、グループ各社の内部監査機能を統括し、グループ各社の内部監査実施状況を継続的にモニタリングすること等を通じ、各社の内部管理体制の適切性・有効性の検証を行っております。主な監査結果については、監査委員会・取締役会のほか、グループ経営会議に定例的に報告を行っております。
・監査部は、内部監査に関する国際的な団体である内部監査人協会 (The Institute of Internal Auditors, Inc. (IIA)) の基準に則った監査手法を導入し、リスクベース監査を行うとともに、これをグループ各社にも展開しております。

(コンプライアンス体制)
・当社は、コンプライアンス体制の強化を経営の最重要課題の一つと位置付け、グループ全体の健全かつ適切な業務運営を確保する観点から、グループ各社のコンプライアンス体制等に関して、適切な指示・指導、モニタリングが行えるよう、体制を整備しております。
　取締役会・グループ経営会議では、コンプライアンスに関する基本方針の決定を行うとともに、関連施策の進捗を把握し、必要に応じて、適宜指示を行っております。
・また、グループＣＣＯ (Chief Compliance Officer) 、グループ副ＣＣＯ、当社の関連部署の部長、主要なグループ会社のコンプライアンス統括部署の部長のほか、外部有識者が参加する「コンプライアンス委員会」を設置し、グループ全体のコンプライアンス強化等に関する事項を審議しております。
・なお、具体的なコンプライアンス体制整備の企画・推進については、総務部が、各部からの独立性を保持しつつ、これを実施することとしております。
・その他、当社では、グループとしての自浄作用を高めるとともに、通報者の保護を図ることを目的として内部通報制度を設け、当社グループの全従業員からの通報を受け付ける体制を整備しております。本制度は、当社グループの役職員による法令等違反及び内部規程に反する行為について、当社グループ従業員からの直接の通報を受け付け、問題の端緒を速やかに把握し、拡大の未然防止を図ることを狙いとするもので、通報受付窓口として、社内部署に加え、監査委員会や外部弁護士も対応しております。また、当社及び当社連結子会社の会計、会計に係る内部統制、監査事項についての不正行為を早期に発見・是正するため、「ＳＭＦＧ会計・監査ホットライン」を開設しております。

(利益相反管理体制)
当社は、お客さまの利益を不当に害することのないよう、当社または当社のグループ各社における利益相反を適切に管理することを目的として「SMFG利益相反管理方針」を制定しております。同方針に基づき、利益相反管理統括部署が利益相反の一元的な管理を行い、研修・教育等を通じた役職員への周知・徹底等を含め、当社のグループ各社と連携しつつ適切な利益相反管理に必要な体制を整備しております。

(リスク管理体制)
・当社は、グループ全体のリスク管理に関する基本的事項を「統合リスク管理規程」として制定しております。同規程に基づき、グループ経営会議が「グループ全体のリスク管理の基本方針」を決定し、取締役会の承認を得る体制としております。グループ各社は、当社の定めた基本方針に基づいてリスク管理体制を整備しており、企画部と共にグループ全体のリスク管理を統括するリスク統括部が、グループ各社のリスク管理体制の整備状況やリスク管理の実施状況をモニタリングし、必要に応じて適切な指導を行うことで、グループ各社で発生する様々なリスクについて網羅的、体系的な管理を行う体制となっております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

・当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力の関与を排除するため、反社会的勢力とは一切の関係を遮断すること、不当要求はこれを拒絶し、裏取引や資金提供を行わず、必要に応じ法的対応を行うこと、反社会的勢力への対応は、外部専門機関と連携しつつ、組織全体として行うことを基本方針としております。
・また、当社では、反社会的勢力との関係遮断を、コンプライアンスの一環として位置付け、総務部を統括部署として、情報収集・管理の一元化、反社会的勢力との関係遮断に関する規程・マニュアルの整備等を行うとともに、主要グループ会社に対して、反社会的勢力との関係遮断に関する規程を制定することを義務付け、それに基づき、主要グループ会社では、不当要求防止責任者の設置、マニュアルの整備や研修を実施する等、当社グループとして、反社会的勢力との関係を遮断する体制整備に努めております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

＜適時開示体制の概要＞
当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記の通りであります。

(1)基本的な考え方
当社は、「事業の発展を通じて株主価値の永続的な増大を図る」ことを経営理念の1つとして掲げ、株主価値経営を基軸に据えたコーポレート･ガバナンス体制をとっており、企業･経営情報の適切なディスクロージャーをこうした株主価値経営の前提と位置付けています。
また当社は、ディスクロージャーを通じた市場との対話･市場の評価を経営にフィードバックすることが、健全なグループ経営推進のためには不可欠であり、ディスクロージャーの充実を通じたお客さま、株主、投資家の方等の信頼の維持･向上こそが株主価値の増大に繋がるものと考えています。
このような基本的な考え方に基づき、当社は「ディスクロージャー･ポリシー」を制定し、当社ホームページにおいて公表しております。
また当社は、この「ディスクロージャー･ポリシー」の精神を具現化するために、情報開示に関する適正性等を協議する「情報開示委員会」を設置するとともに、情報開示を適時適切に実施するための社内規程として「適時開示運用規則」等を整備しております。

(2)適時開示に係る社内体制
(ア) 情報開示委員会
当社は、適時適切な情報開示を実施するため、「情報開示委員会」を設置しております。情報開示委員会では、財務担当役員を委員長として、情報開示に係る内容の適正性及び内部統制の有効性･改善策に関する事項を協議しております。
(イ) 適時開示に関する社内規則
当社は「情報開示規程」を制定し、その中で、情報開示に係る当社の基本姿勢を明確に示す「ディスクロージャー･ポリシー」を定め、当社役職員に対しその遵守を義務付けております。
また、当社は、「ディスクロージャー･ポリシー」に基づいて投資家等の視点に立った迅速、正確かつ公平な情報開示を適切に行えるように、「適時開示運用規則」を制定し、以下の社内体制を整備しております（別添「三井住友フィナンシャルグループの適時開示に係る社内体制概要図」参照）。
(a) 適時開示に関する情報の把握
適時開示の実施については財務部が担当しております。また当社は、社内及び主要なグループ会社における必要な部署を「適時開示情報の各所管部署」として指定し、これらの部署を通じて、当社グループ内の適時開示に関する情報が財務部に的確に集約される体制としております。
(b) 適時開示の実施
「情報開示委員会」での協議結果等に基づいて、財務部が「適時開示運用規則」に定めた手順に従って適時開示を実施しております。
(c) 社内体制の維持･整備
当社は、「ディスクロージャー･ポリシー」、「適時開示運用規則」等の規程を社内イントラネットに掲示し、役職員が常時閲覧可能な状態としております。また、「適時開示情報の各所管部署」に対して、「会社情報適時開示ガイドブック」の写しを配布するとともに、適時開示に関する勉強会の実施により、適時開示に関する必要な情報の周知徹底を図っております。こうした取組みを通じて、社内体制の維持･整備に努めております。
(ウ) 内部監査の実施
内部監査部門が、適時開示に係る社内体制の適切性及び有効性を検証し、その結果については取締役会等へ報告する体制としております。

SMFG　経営管理体制・組織図

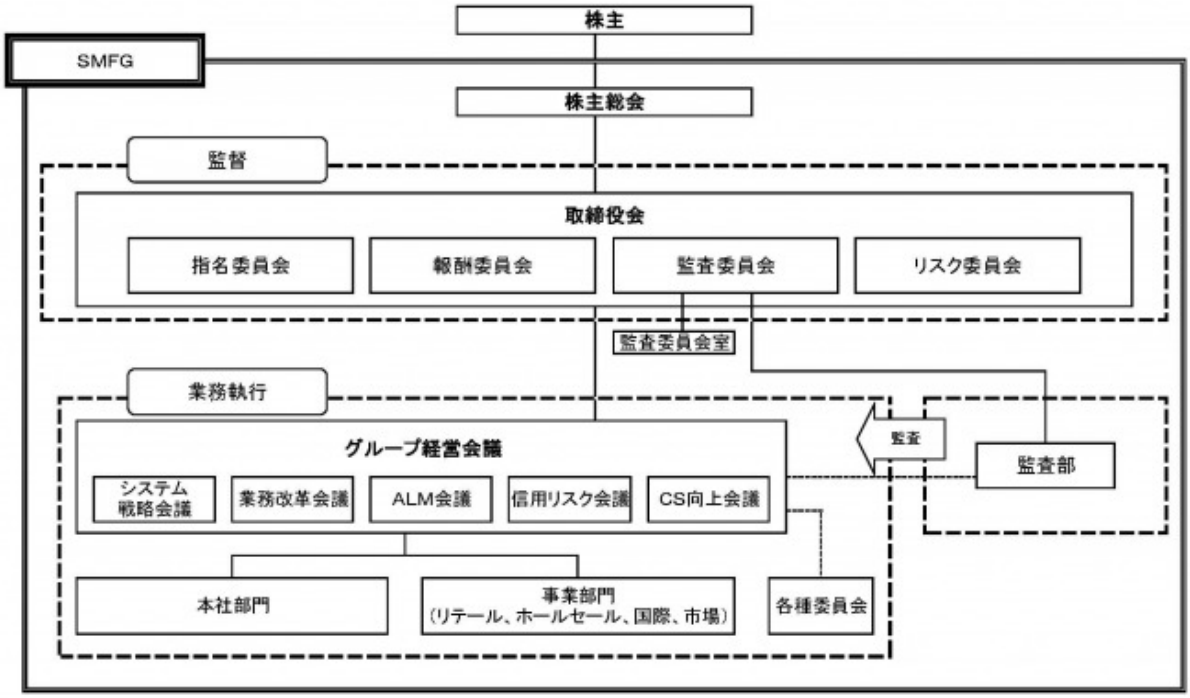

（付表）適時開示に係る社内体制

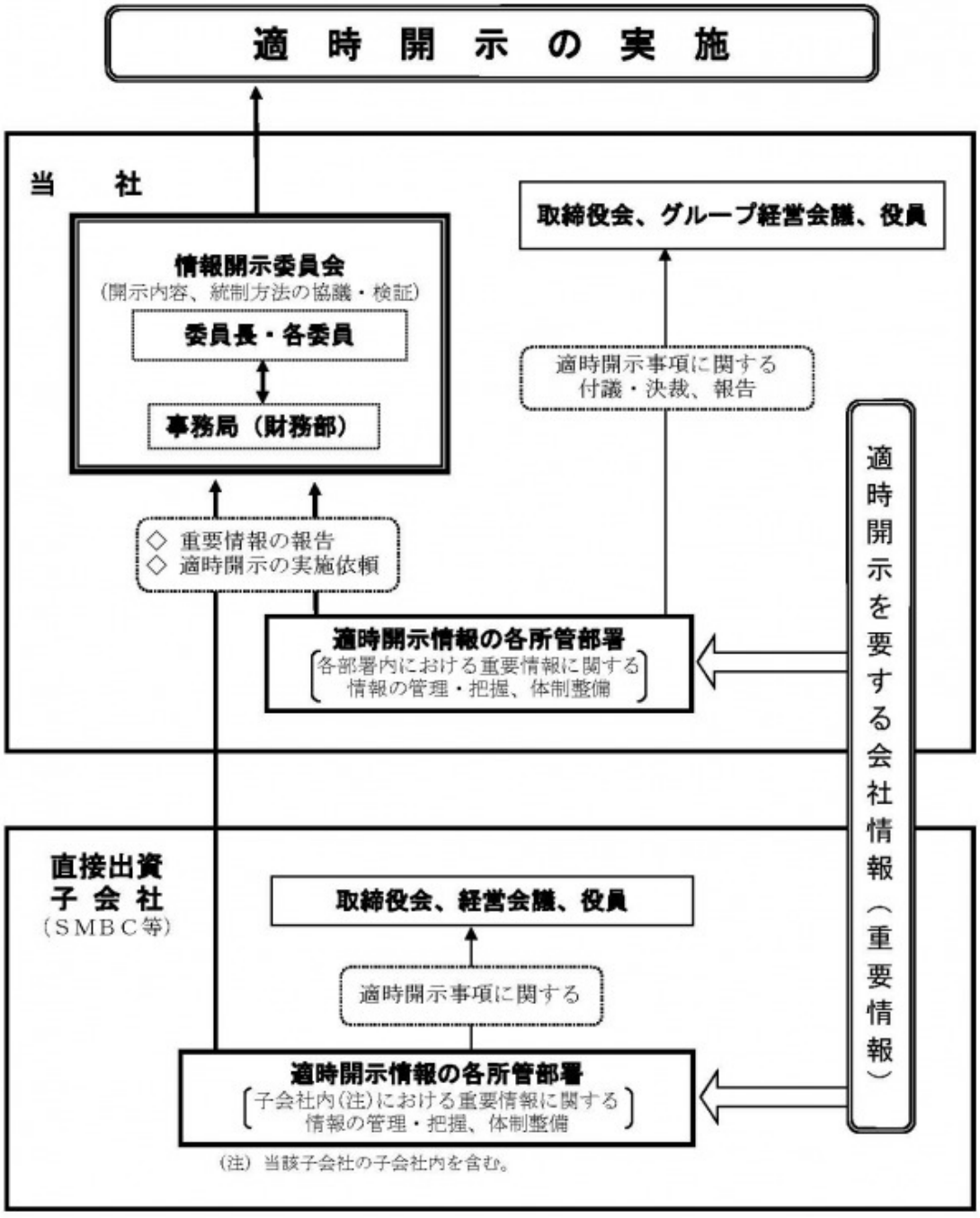

（注）当該子会社の子会社内を含む。